

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年3月30日
【会社名】	旭硝子株式会社
【英訳名】	Asahi Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 島村 琢哉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	050-3481-4345
【事務連絡者氏名】	法務部 コーポレートグループリーダー 木下 航
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	050-3481-4345
【事務連絡者氏名】	法務部 コーポレートグループリーダー 木下 航
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2018年3月29日開催の当社第93回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2018年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金55円

総額12,428,556,195円

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 30,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 30,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

2018年7月1日付で商号を「旭硝子株式会社」から「AGC株式会社」に変更する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、石村和彦、島村琢哉、平井良典、宮地伸二、木村 宏、江川雅子、長谷川閑史の7氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、作宮明夫氏を選任する。

第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役及び執行役員（国内非居住者を除く。）の報酬等として、中期経営計画の対象となる3事業年度を対象期間として設定する信託に対して、対象期間ごとに合計15億円（このうち社外取締役分は2,500万円）を上限とする金員を拠出し、当該信託を通じて合計37万2,000株（このうち社外取締役分は6,000株）を上限として、当社株式等の交付等を行う株式報酬制度を導入する。

第6号議案 監査役の報酬等の額の改定の件

当社の監査役の報酬等の額を年額1億2,000万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	1,742,496	1,146	364	(注1)	可決 (99.12%)
第2号議案	1,741,682	1,980	364	(注2)	可決 (99.07%)
第3号議案				(注3)	
石村 和彦	1,721,050	21,788	1,156		可決 (97.90%)
島村 琢哉	1,724,654	18,185	1,156		可決 (98.10%)
平井 良典	1,725,637	17,202	1,156		可決 (98.16%)
宮地 伸二	1,720,231	22,607	1,156		可決 (97.85%)
木村 宏	1,736,985	6,650	364		可決 (98.80%)
江川 雅子	1,736,783	6,852	364		可決 (98.79%)
長谷川 閑史	1,739,645	3,990	364		可決 (98.96%)
第4号議案				(注3)	
作宮 明夫	1,742,287	1,375	364		可決 (99.11%)
第5号議案	1,435,979	307,672	364	(注1)	可決 (81.68%)
第6号議案	1,739,922	3,279	818	(注1)	可決 (98.97%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までに行使された議決権の数及び当日出席の株主の議決権のうち賛否等について確認ができた議決権の数を合計したことにより、各決議事項は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立しました。このため、これら以外の議決権については、賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に加算しておりません。

以上